

託送供給関連情報保護規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、ガス事業法およびガス事業法施行規則、ならびに『適正なガス取引についての指針』（公正取引委員会，経済産業省）にもとづき、導管等業務を行う役職員が遵守すべき行為規制の基本事項を定め、導管ネットワーク運営の中立性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）において使用する用語の例による。

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 「託送供給依頼者」とは、当社へ託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに当社へ託送供給を依頼しようとする者を含む）をいう。
 - 二 「導管等業務」とは、「託送供給の業務」と「その他の導管業務」をいう。
 - 三 「託送供給の業務」とは、託送供給の業務及びこれに関連する業務をいう。
 - 四 「その他の導管業務」とは、託送供給の業務の他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をいう。
 - 五 「託送供給関連情報」とは、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。
 - 六 「託送供給関連業務従事者」とは、託送供給の業務部門に属する者および、託送供給の業務部門から依頼を受けて託送供給関連業務の一部を行う者をいう。
 - 七 「託送供給関連部門」とは、導管等業務を行う部門をいう。
 - 八 「非公開情報」とは、一般ガス導管事業者が営む託送供給の業務に関する公表されていない情報であって、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものをいう。
 - 九 「情報管理責任者」とは、託送供給の業務に関して知り得た情報その他の導管業務に関する情報の管理責任者をいう。
 - 十 「監視部門」とは、託送供給の業務その他の導管業務の実施状況を監視する部門をいう。
 - 十一 「法令遵守責任者」とは、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者をいう。

第 2 章 禁 止 行 為

(託送供給関連情報の目的外利用の禁止)

第 3 条 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報を、託送供給の業務の用に供する以外の目的のために利用し、または提供してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第 4 条 導管等業務に従事する者は、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な扱いをし、もしくは不利益を与える行為をしてはならない。

(競争関係を阻害する広告、宣伝等の禁止)

第 5 条 託送供給関連部門は、自社の小売・製造部門の需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

第 3 章 体 制 整 備 等

(執務室の物理的隔絶)

第 6 条 託送供給の業務を行う執務室と小売・製造部門の業務を行う執務室とを、別フロアにする等により物理的に区分し、入室制限等を行う。

(非公開情報を管理するシステム)

第 7 条 非公開情報を管理するシステムは、次の措置を講じる。

- ① 託送供給の業務の目的以外のために非公開情報を取り扱うことができない措置
- ② 当該システムにアクセスできる者を制限する措置
- ③ 当該システムにアクセスした者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを 5 年間保存する措置

(情報管理体制)

第 8 条 情報管理責任者は、供給本部長とし、導管等業務に関する情報の取扱いを管理する。

(情報管理に係る研修)

第 9 条 託送供給関連情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを適切なものとするための研修を実施することとし、供給本部長以下託送供給関連業務従事者を対象とする。

(取引及び連絡調整の経緯等の記録・保存)

第 10 条 託送供給の業務について、託送供給関連部門とガス小売事業者又はガス製造事業者（自社の小売・製造部門を含む）との取引及び連絡調整（軽微なものを除く）の経緯及びその内容を記録し、これを 5 年間保存する。

(監視体制)

第 11 条 監視部門は、監査部とし、託送供給関連部門における導管等業務に関する情報の取扱いが適正であるかについて監視する。

- 2 監視部門は導管等業務の運営及び内容について、法令等を遵守しているかを監視する。
- 3 監視部門は監視結果を取締役会に報告する。

(法令遵守体制)

第12条 法令遵守責任者は、供給本部長とし、導管等業務が法令等に適合することを確保するために規程及び計画を整備し、運用ならびにその業務執行の状況を監視する。

第 4 章 実 施 責 任

(管理職の責務)

第13条 託送供給関連部門の各部門長は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、部門内の従事者にこれを遵守させ、必要に応じ遵守徹底等の措置を実施する責任を負う。

(従業員の責務)

第14条 託送供給関連部門の従業員は、本規程及び所属する部門長が指示する事項に従い、託送供給関連情報・非公開情報の収集、利用及び適正管理に十分な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第15条 本規程の遵守に係る総括的な管理責任者は、供給本部長とする。

付 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から実施する。

制 定 平成12年 6月29日

最終改定 令和 4年 3月23日